

令和2年 第2回

南会津町議会臨時会
会議録

南会津町議会

令和2年第2回南会津町議会臨時会会議録目次

第1日 5月15日(金)

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	2
◎説明のための出席者	2
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎諸報告	4
◎議案第56号 専決処分についての上程、説明、質疑、討論、採決	5
専決第4号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例	
専決第5号 南会津町税条例等の一部を改正する条例	
専決第6号 南会津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	
専決第7号 令和元年度南会津町一般会計補正予算(第8号)	
専決第8号 令和元年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	
専決第9号 令和元年度南会津後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
専決第10号 令和元年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第4号)	
専決第11号 令和元年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	
専決第12号 令和元年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	

専決第13号 南会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例

専決第14号 令和2年度南会津町一般会計補正予算（第1号）

◎議案第57号 物品購入契約について（建設機械購入）の上程、説明、質疑、 討論、採決	17
◎議案第58号 教育委員会委員の任命についての上程、説明、質疑、採決	20
◎議案第59号 令和2年度南会津町一般会計補正予算（第2号）の上程、説 明、質疑、討論、採決	21
◎閉会の宣告	38
◎署名議員	39

令和2年第2回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

令和2年5月15日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 議案第56号 専決処分について
- 専決第 4号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 専決第 5号 南会津町税条例等の一部を改正する条例
- 専決第 6号 南会津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 専決第 7号 令和元年度南会津町一般会計補正予算(第8号)
- 専決第 8号 令和元年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 専決第 9号 令和元年度南会津後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 専決第10号 令和元年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 専決第11号 令和元年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)
- 専決第12号 令和元年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 専決第13号 南会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 専決第14号 令和2年度南会津町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第57号 物品購入契約について(建設機械購入)
- 日程第 6 議案第58号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第59号 令和2年度南会津町一般会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

1番 五十嵐 芳 道 議員 2番 馬 場 浩 議員

3番	川島進	議員	4番	湯田芳博	議員
5番	室井英雄	議員	6番	渡部訓正	議員
7番	丸山陽子	議員	8番	湯田良一	議員
9番	大桃英樹	議員	10番	湯田哲	議員
11番	高野精一	議員	12番	山内政	議員
14番	星光久	議員	15番	楠正次	議員
16番	室井嘉吉	議員			

欠席議員（1名）

13番 菅家幸弘 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部正義	副町長
星英雄	教育長	渡部浩治	総務課長
小寺俊和	総合政策課長	馬場純也	税務課長
渡部秀介	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長	星博文	商工観光課長
月田啓	建設課長	渡部敏明	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	菅家康夫	農業委員会 事務局長
渡部浩明	学校教育課長	遠藤知樹	生涯学習課長
阿久津正人	舘岩総合支所長	羽染正巳	伊南総合支所長
酒井浩哉	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

鈴木雄蔵 事務局長 星貴夫 事務局長補佐

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、おはようございます。

携帯電話等は、スイッチを切るかマナーモードにするようお願いをいたします。

ただいまから令和2年第2回南会津町議会臨時会を開会します。

都合により、欠席する旨届出のあった議員は、13番、菅家幸弘君であります。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○室井嘉吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、湯田良一君、9番、大桃英樹君を指名いたします。



◎会期の決定

○室井嘉吉議長 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。



◎諸報告

○室井嘉吉議長 日程第3、諸報告を行います。

本日は、4月1日付の定期人事異動における初の議会であります。4月1日付の定期人事異動による異動職員の紹介をお願いします。

初めに、議会事務局の紹介をお願いします。

事務局長。

○鈴木雄蔵事務局長 それでは、紹介をさせていただきます。

4月から議会事務局に配属となりました議事係主査の星彰です。

○星 彰議会事務局議事係主査 星彰と申します。よろしくお願いいたします。

○鈴木雄蔵事務局長 以上です。

○室井嘉吉議長 次に、執行部の方々の紹介をお願いします。

副町長。

○渡部正義副町長 それでは、私のほうから議場に入ります管理職で異動となった職員をご紹介申し上げます。

まず、商工観光課長ですが、健康福祉課課長補佐から昇格いたしました星博文でございます。

○星 博文商工観光課長 星博文です。よろしくお願いいたします。

○渡部正義副町長 続きまして、住民生活課長ですが、商工観光課課長補佐から昇格いたしました渡部秀介でございます。

○渡部秀介住民生活課長 渡部秀介です。よろしくお願いいたします。

○渡部正義副町長 続きまして、農業委員会事務局長でございますが、教育委員会分室長から異動いたしました菅家康夫でございます。

○菅家康夫農業委員会事務局長 菅家康夫です。よろしくお願いいたします。

○渡部正義副町長 館岩総合支所長ですが、館岩総合支所振興課長から昇任をいたしました阿久津正人でございます。

○阿久津正人館岩総合支所長 阿久津正人です。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部正義副町長 最後に、伊南総合支所長ですが、商工観光課長から昇任をいたしました羽染正巳でございます。

○羽染正巳伊南総合支所長 羽染正巳です。よろしくお願いいたします。

○渡部正義副町長 以上でございます。

○室井嘉吉議長 これで諸報告を終わります。



◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 ここで議長から申し上げます。

これから議題となります日程第4、議案第56号から日程第7、議案第59号までの議案審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑の応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書の規定によって質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、その趣旨は簡潔明瞭に質疑されるようご協力方よろしくお願ひします。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、またその範囲を超えてはならないこととなっておりますので、ご留意願ひします。

日程第4、議案第56号 専決処分について、専決第4号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例、専決第5号 南会津町税条例等の一部を改正する条例、専決第6号 南会津町固定評価審査委員会条例の一部を改正する条例、専決第7号 令和元年度南会津町一般会計補正予算（第8号）、専決第8号 令和元年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、専決第9号 令和元年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、専決第10号 令和元年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第4号）、専決第11号 令和元年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、専決第12号 令和元年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、専決第13号 南会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、専決第14号 令和2年度南会津町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

令和2年第2回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところご参集を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、これまで対策本部会議を計5回開催いたしまして、町民の命を守る感染予防対策、さらには町民の生活を守る経済対策について全

庁を挙げて取り組んでいるところであります。

町として、緊急経済対策など早期の取組が必要な事項につきましては、既に専決処分により予算化を図り、執行させていただいております。

また、今後、実施する対策等については、本日の臨時会へ補正予算として提案させていただきました。

刻々と変化する状況の中で、長期にわたる取組が必要となってきますが、今後の状況変化に合わせて対応に万全を期してまいります。

それでは、今臨時会に提出いたしました各議案等の提案理由についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第56号 専決処分についてをご説明申し上げます。

本件は、地方税法や国の定める省令等の改正に伴い、関係する町のそれぞれの条例の一部改正並びに令和元年度の各会計に関する最終補正予算、さらには新型コロナウイルス感染症対策に係る令和2年度南会津町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

初めに、専決第4号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本件は、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令等が交付されたことに伴い、南会津町税特別措置条例の一部を改正することについて専決処分したものであります。

主な改正内容であります。過疎地域自立促進特別措置法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長・発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除の適用期間を2年間延長するものであります。

次に、専決第5号 南会津町税条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律並びに地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、南会津町税条例等の一部を改正することについて専決処分したものであります。

主な改正内容であります。1点目は、固定資産税で所有者不明の土地等について、現に所有している者に所有を申告させ、または、使用者を所有者とみなして登録することにより、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性を図るものであります。

2点目は、個人住民税において、全ての独り親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無や男性・女性の間不公平を解消するため、控除や人的非課税基準措置の見直し

を行うものです。

次に、専決第6号 南会津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本件は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、南会津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて専決処分したものであります。

次に、専決第7号 令和元年度南会津町一般会計補正予算（第8号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億3,168万7,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ140億4,010万5,000円としたものであります。

歳入では、特別交付税の確定に伴う地方交付税のほか、町税、自動車取得税交付金、地方特例交付金、国庫支出金、寄付金、諸収入等を追加した一方で、年度内の財源確保が図られたことに伴い、財政調整基金等の繰入金を減額したほか、地方譲与税、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、県支出金、町債等の減額補正を行ったものであります。

一方、歳出につきましては、各特別会計への繰出金の補正に対応するとともに、事業費の確定見込みにより、第1款議会費及び第3款民生費から第11款災害復旧費までを減額し、第2款総務費においては、公共施設等整備基金への積立てを行うことから、追加補正したものであります。

また、繰越明許費及び地方債の変更は、それぞれ第2表繰越明許費補正、第3表地方債補正のとおりであります。

次に、専決第8号 令和元年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,184万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,958万6,000円としたものであります。

歳入では、県支出金、一般会計からの繰入金を追加する一方、確定見込みにより国民健康保険税等を減額したものであります。

また、歳出においては、事業の確定見込みにより総務費、保険給付費、保健事業費等を減額したものであります。

次に、専決第9号 令和元年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ345万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,921万8,000円としたものであります。

歳入では、確定見込みにより後期高齢者医療保険料を追加補正する一方、歳出補正に伴う繰入金及び健康診査事業の受託事業収入等の諸収入を減額補正したものであります。

歳出においては、事業の確定見込みにより総務費、後期高齢者医療広域連合納付金、保険事業費等を減額補正したものであります。

次に、専決第10号 令和元年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,015万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,314万8,000円としたものであります。

歳入では、確定見込みに伴い保険料及び国庫支出金を追加する一方、支払基金交付金、県支出金、繰入金を減額したものであります。

一方、歳出では、事業の確定見込みにより、総務費、保険給付費、地域支援事業費について減額補正を行ったほか、介護給付費、準備基金積立てのための追加補正を行ったものであります。

次に、専決第11号 令和元年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ34万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,917万7,000円としたものであります。

歳入では、確定見込みにより使用料及び手数料を追加し、また、歳出においては、事業の確定見込みにより施設管理に係る集落排水事業費を減額補正したものであります。

次に、専決第12号 令和元年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ804万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,544万4,000円としたものであります。

歳入では、確定見込みにより分担金及び負担金、町債等を減額し、歳出においても、事業の確定見込みにより土木費を減額したものであります。

なお、地方債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

次に、専決第13号 南会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律により、傷病手当金が支給されることとなったことから、町において行う事務に傷病手当金の支給に係る申請受付事務を追加するものであります。

次に、専決第14号 令和2年度南会津町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ5,295万円を追加し、その予算の総額を歳入歳出それぞれ134億7,595万円としたものであります。

主な内容は、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策事業など、早期に対応が必要となるものについて専決処分を行ったものです。

歳入では、第15款国庫支出金において、特別定額給付金及び子育て世代臨時特別給付金の給付事務に係る補助金を計上し、第19款繰入金では、事業実施の財源として財政調整基金繰入金を追加補正したものであります。

一方、歳出では、第2款総務費において、特別定額給付金給付に係る事務費、第3款民生費では、子育て世代臨時特別給付金給付に係る事務費を計上したものであります。

また、第4款衛生費及び第7款商工費については、感染症予防に係る経費及び町独自の緊急経済対策事業として実施する各種補助事業について予算計上したものであります。

以上、専決処分いたしました11件の説明とさせていただきます。

つきましては、慎重審議を賜り、承認いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応専決案件の14号でちょっとお伺いいたします。

町内で休業により短時間営業などの現状についてはどうなっているのか、前に全員協議会で一応報告を受けておりますが、それらと変わった中身についてはどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 6番議員に確認したいと思いますが、専決第14号、これのどの辺のページのことからご質疑されているのか、もう一度確認させてください。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 申し訳ありません。すみません。確かにそれらについては、全体の絡みですので、ちょっと訂正をさせていただきます。町独自のもので今回、地元で応援プロジェクトでのチラシ配布とか割引弁当の販売、あと商業持続化緊急対策補助金による支援、これらは月額賃借料補助等が入っていると、あと小規模事業者等活性化補助金ということで、感染予防設備改修補助等が出されている。これは先ほどの専決第14号に関わってくるものではないのかなというふうに見ておるんですが、まだ取組は始まった、これらの取組ですね、一応専決でやってはいるんでしょうけれども、一応まだ始まったばかりかもしれません、どの程度の利用実績があるのかどうか、今後の利用拡大の見込みなんかはどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

まず初めに、商工会の運営費補助金ということで、内需拡大支援事業補助ということで500万円計上させていただいておりますが、こちらにつきましては、ゴールデンウィーク期間中に営業をしている店舗につきましては、割引サービス等についてはなかったんですが、こういった店舗でテークアウトですとか、あとは出前等も含めて営業しているので、ぜひご購入くださいというような案内を新聞折り込みチラシに入れまして周知させていただいております。

なお、現在、商工会のほうで商工会員に限らず、飲食店ですとか、宿泊施設とか、そういったところにテークアウトが可能なのかどうか、さらにはそういった何というんですか、割引キャンペーンと一緒に盛り上げていくような店舗を募集させていただきまして、昨日現在ですけれども、37店、町内で37店、内訳で申し上げますと、田島地域が27店、舘岩地域が2店、伊南地域が3店、南郷地域が5店、こういった37店舗でクーポンを発行して、割引キャンペーンを今進める段取りを組んでいるところでして、5月27日になるかと思いますが、チラシを行政連絡員を通して町内の全戸に配布をして、利用を進めていくという今準備を進めているところでございます。

連続して説明させていただいてよろしいですか。

続きまして、商業等持続化緊急対策事業の補助金ということで、こちらにつきましては、家賃補助になります。こちらにつきましては、昨日現在になりますけれども、家賃補助ですね、今のところ9社、9社から申請が上がっておりまして、合計で144万8,000円ほどの家賃補助について決定をしているというような内容になっております。

なお、1つの店舗もあるんですが、1社で複数店舗を経営しているところもございますので、

9件で店舗数といたしましては、12店分の家賃補助というような内容になっております。

次に、小規模事業者等活性化事業補助金600万円計上させていただいておりますが、こちらにつきましては、申請については商工会を經由して町のほうに提出されるようになってはいるんですが、今のところ町のほうに出てきている件数はゼロ件なんですが、タクシー会社さんのほうから運転席、助手席と後部座席をアクリル板のようなもので仕切るような、そういった設置をしたいというようなことで、商工会さんのほうに相談があって、申請するような流れで今進められているという話は伺っております。

私からは以上になります。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今ほど緊急な専決事項で対応されているがな聞いたわけですが、これからやはりもっと実際のところ、必要な箇所も出てくるかと思しますので、ぜひ町としての実態をちゃんと的確につかんでもらって、そして対応方をお願いしたいと思します。

それで、1点だけ、これはコロナにより倒産のような状況までというか、大変厳しい状況に追い込まれているような状況の把握、事業者はどうなっているのか、それらの把握はされているでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

融資の借入れの相談とか、そういったものを銀行さんであったりですとか、商工会、あるいは役場のほうに毎日のように相談来られる方いらっしゃるんですが、今のところすぐに廃業とか倒産とか、そういったものにつながるような相談は受けておりません。

ただ、毎日融資に向けたちょっと検討したいので、アドバイスをお願いしたいというような相談は多々来ているところであります。

○6番 渡部訓正議員 はい、了解しました。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 今、渡部議員が質問したところと同じページの一般専決の8ページ、14ですね、中で、3,000万円の中の18節負担金補助及び交付金の中で、緊急経済対策ということで1,000万円利子補給で計上されていますが、さきの全員協議会の中での説明では、24事業者が申請をして、4月の途中の段階ですね、8業者が受付完了したというような話がありました。何件ぐらいを想定してこの1,000万円という数字計上されたのか、まずお聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

この1,000万円の積み上げの段階では、商工会経由、あとは町内の金融機関、両方合わせてになりますけれども、145件の申請で約6億5,000万円程度の融資があるのではないかとということで、その分の利子補給、さらには保証料の補給を含めまして1,000万円の計上をさせていただいているところであります。

なお、これ全て町の利子補給、保証料補給になるのではなくて、国とか県の要件に合致すれば、そちらのほうの制度を使って無利子、あるいは保証料の減免等の措置もごございますので、そこに漏れた方への利子補給と保証料の補給でその金額というような内容になります。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。

さきの全員協議会で資金繰り対策比較表ということで、商工会、そして国・県というような政府系金融機関と4つの分が示されたことがございましたが、0.61%と商工会関係の分の0.61%からというふうになっていて、その先、横には事協とありますので、工業協同組合融資、この部分かなと思うんですけども、これは2.1%からというふうになっていますが、これは利子補給、3分の2だったところに3分の1さらに拡充をして、100%利子補給をしますよということだというふうに理解しているんですけども、3年後の利率というのは、現在のこの0.61%からというふうには、さきの全協で示されたものを書いてある。これが現状は事業者によって実績とか、そういうものによって利率が、からというふうになっているので、そこに変動があるのかどうか、まず伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

会社の経営状態等に応じまして金利が変わるものと、あと毎月1日付等で金利の見直し等が行われまして、毎月毎月金利が変わる可能性もあるものですから、固定金利ではなくて、からというふうな表現にさせていただいております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 今申請をされているものでも、会社の経営状態とかによってやはり変わるのでしょうか。私、届いたところでは、年式今まで1%で借りていたけれどもという話があったんですけども、その人それぞれ事業所ごとにその差って結構開いているのでしょうか。政府系の部分だと、1.21%から、福島県の緊急経済対策だと、民間の部分でこれらは

1.5%というふうに固定になっているみたいですが、町の部分に関わっているこの部分は、現状でもその事業者ごとによって変わっているのか、それともおおむね1%程度だとかということとは分かりますか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

国・県の制度資金につきましては、今議員おっしゃるとおり、固定での金利となっているんですが、商工会経由で町のほうで3分の2の補助を行っている部分につきましては、やはり会社によりまして多少の金利のばらつきはございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 最近届いた情報なんですけれども、町内事業者で実質今融資を受けていて、問題なのはそういう人たちが新たに融資を受けて、3年後に実質返済額が上乗せになっていたら果たしてどうなんだということがすごく問題で、今1%で借りているけれども、その人は結構大規模にやっている人なので、5,000万円から6,000万円借りたいということで申請をしているというような話でした。

とすると、今1%で運転資金借りているけれども、それを聞いたら1.5%だったというので、恐らく国・県のもを申し込まれていると。とすると、6,000万円だとすれば、60万円だったものが今度90万円利息だけでプラスになる。それ3年間補給してもらっても、その後は自分で補給していかななくてはいけないから、この役場の駐車場で聞いた田島の話でしたけれども、これだけ借りないとならないといけないとすると、今倒産、先ほどもありましたけれども、倒産をしてしまうのか、3年後に倒産をするのかというようなすごく切迫したというようなことを聞きましたけれども、これらについては、やはりこの制度以外の相談みたいなものはないと理解してよろしいですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

今、いろいろ町がコロナウイルスに対しての支援策をやっておりますけれども、これらに対しては、ある程度3年間という期限を切った中でやっております。

今ほども商工観光課長のほうから答弁ありましたけれども、そういう意味で、国の制度資金が借りられなかった人、借りられる人はそれを借りていただきたいんですが、借りられなかった人に対してのその3年間ということでその保証金、補助金の100%町が負担金でやっていたとということでもあります。

それから後どうするんだという話でございますけれども、それから後、今後、国の緊急事態宣言が一応39県、全国のうち39県の中で解除されたと。また、県の方針がこれから出るわけにありますけれども、大方の方向性は新聞でも示されておりますけれども、そうしたことを踏まえて、町としてはこれから、先ほども申し上げましたけれども、情勢が変わる中で、どのような対応が必要かということは、町としてもしっかりそこを捉えて、倒産とか、あるいは本当に生活に困るような方が起きないような対策を町としてできる限り講じていきたい、そのように考えております。

3年後、10年後どうするかといっても、正直ここで正確な答弁はできませんが、それらにに応じて、また、状況の変化の中で対策が必要であれば、対策をしていく必要があるだろうと、基本的にはそのように思っています。

ですから、確かに経営者の、経営の内容によって民間からの金利は違うようでありまして、それらのことは一切町としては、今乗り切るための支援ということで、保証金とその金利を100%支援すると、そのような方向でおりますので、ぜひご理解願いたいと思います。

また、いろいろそれぞれの経営者の方々の、何と申しますかね、状況も違うと思いますので、そういう意味では、町としてもしっかり相談をしていただいて、それらに対しての町がどのようにしたらいいのかということも含めて検討していく必要があるだろうと、そのようには考えております。よろしくお願いします。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 もう1点だけ。

利子補給制度を利用しながら借り入れた。現在も借入金があって返済をしている。そういうものを借換えというような形で一緒にするとすると、その3年間の利子補給部分が前の分も重なるから、そういうことはできないという理解でよろしいですか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

国とかで設けられております制度資金についても、全てではございませんが、借換えも認められている部分があります。ですから、現在、融資を受けていて、今回のコロナウイルス関係の制度資金を使って今まで借りていた部分を繰上げ返済しまして、さらに運転資金も上乘せして借りるといような会社さんも多数ございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 はい、分かりました。

その制度があるとするれば、本当に3年後に計画どおりに進めるのかなということ、これがしっかりと周知されていないというような方もいるようなので、ちょっと心配をして発言させていただきました。

それから、商業等持続化対策緊急補助金、この900万円ではありますが、これはさきに、一昨日ですか、回った「町のお知らせ」の中だと、令和2年4月から令和2年9月の期間で上限3か月分という、その月額賃料の補助という部分が2分の1以内、複数店舗の場合は20万円と先ほど若干触れられたかもしれませんが、この3か月、9月までとしたのは、9月まででおおむね落ち着くのではないかというふうな予測の元で、このうちの3か月というふうに、一番押しているところの3か月とされたのか、伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

今議員おっしゃるとおり、収束が、この制度を考える時点で収束の時点が見えない部分もありまして、秋ぐらいまでには落ち着くのではないだろうかというような想定のもとで、3か月間というふうな期間設定のほうさせていただいております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 はい、分かりました。

最後に、国や県のこの経済対策等々の分から外れた、県の休業要請からも外れた、新聞に載りましたけれども、その人たちに対する何らかの困窮緩和の施策というのは、町で示されている税の猶予、そして減免であったり、制度猶予の減免であったりとかというのがありますが、これ以外に何か、町長先ほどいろいろな部分を考えながら、対策を今後も常にとっていくということでありましたけれども、そういう人たちに対する、これは議会の支援本部の中で出た意見なので申し上げますが、そういう人たちに対するものも、補助的なものがないのかどうか、それらの施策がもし検討されているところがあれば、あるかどうか伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今回、専決補正で計上した事業、さらにはこの後審議いただく補正予算で対策を講じる部分、これで全て終わりということではないと思っております。国からの臨時交付金の市町村に交付される金額も、我が町で1億円を超える金額が示されておりますので、現在、内部でそういったものの活用方針について検討を重ねております。

今議員から言われたこと、議会からもそういったものも検討してくださいというふうな要請

を受けておりますので、その辺も含めまして、次の補正予算での対応というのを当然あり得ると、こういうことで今検討中でございます。ご理解いただきたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 おおむね了解させていただきました。

この問題は、39都道府県が解除になり、気が緩み、さらに2波、3波といったことも心配していなくていけない。その部分を心配されて、先ほど町長は万全な体制を今後もという所信を述べられたんだと思ひますが、この中でちょっと関連して、議長にとめられなければ質問させていただきたいのですが、今回、休業中の子供たち、プリント等を預けられて学習をしていますが、中学生程度であれば、高校生、大学生とかはオンラインの授業を受けていると思ひますが、小学生というのは、タブレットを持たせても、家庭で勉強するというのは、意外に難しいかもしれません。でも、中学生ぐらいになれば、そういうことが整ってさえいけばできるのかなというふうに思ひうんですけども、その辺に対する考え、これだけ聞いてこの質問を終わります。

○室井嘉吉議長 15番議員に申し上げますが、今の話は、後段の分の予算ありますから、そこの場でひとつお願いします。

○15番 楠 正次議員 分かりました。

○室井嘉吉議長 ほかに。

いいですか、15番。

○15番 楠 正次議員 はい、いいです。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

ないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

本案はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決定しました。



◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第5、議案第57号 物品購入契約について（建設機械購入）を議題とします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第57号 物品購入契約について（建設機械購入）をご説明申し上げます。

本案は、館岩地域で稼働しております除雪ドーザの更新に係る物品購入契約であります。

当該除雪車両は、平成16年に購入し、15年が経過、老朽化による馬力の低下と頻発する故障時の対応、交換部品等の調達に不測の日数を要することなど、冬期間の通勤・通学及び住民生活に支障を来している現状にあることから、除雪作業の円滑化による安全・安心な交通確保に寄与するため、国の社会資本整備総合交付金事業により、除雪車両の更新を行うものであります。

このため、6社を指名し、去る4月15日に指名競争入札を実施した結果、日本キャタピラー合同会社津営業所が落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するため、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

契約物件の概要は、14トン級車輪式除雪ドーザロータリー除雪装置付き1台、第4次排出ガス規制対策型で、契約金額を3,630万円とし、納入期限は令和3年3月15日を予定するものであります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○室井嘉吉議長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 この入札者の住所を見ますと、日本キャタピラー合同会社と喜多方ブル自工株式会社、住所同じですね。すなわち同じ建物の中で、結局子会社とあれじゃないですか、親会社と一緒にいるところを出したということ、同列の会社でやっているということじゃないのかな、これ。その中でやって、2つ出しているということなんですか、ちょっとお願いします。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えさせていただきます。

この会社、まさしく同じ住所にございますが、経営そのものは別だというふうに認識しております。それにつきましては、それぞれ指名参加願いですね、町に指名参加願いが別々に出ておりますので、この経営者の代表の方も別々ですし、町としては別な会社ということでそれぞれに指名させていただきました。

○2番 馬場 浩議員 はい、了解しました。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 まず、今までの例からすると、これらも受注生産なのかと思いますけれども、そこはどうですか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えをいたします。

除雪ドーザにつきましては、基本的にその仕様等がそれぞれありますので、それに基づきまして受注生産ということになります。今回の場合ですと、ロータリーのほうがございまして、ロータリーの作成期間はかなりかかりますので、このような納期限を取っているということでございます。ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 はい、分かりました。

予定価格と落札価格が非常に離れているというふうに感じるんですけども、1,192万4,000円、4,800万円の予定価格の中でこれだけ低いと、そしてさらに令和3年3月、先ほどの説明の中にもありましたが、結局は令和3年11月、12月の除雪時期までは、半年以上寝かせることになると思うんですけども、その11月納車とかというようなことは考えられなかったんですか。3月に来て、3月から、その年の11月、12月の降雪期まではブルとしても、ロータリー外して何かに使えるとかって、そういう目的があるのかどうか聞きたいと思います。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

ブルの購入につきましては、社会資本整備総合交付金ということで国の交付金を3分の2活用させていただいております。国のその補助金の期間と申しますか、それもございまして、どうしてもやはり年度内、交付決定が、内示があってから契約ということになりますので、なかなか年度をまたぐこういった納品というのは、ちょっと今の制度でいうと難しいということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから追加で答弁させていただきます。

これまでも除雪車両の入札がございました。これまでのものと申すと、排土板という押すタイプのものが入札しまして、これについては、11月末ぐらいの納期を設定をして入札に付していたということでございます。今回は、さらにロータリー装置、飛ばす装置ですね、そちらのほうも合わせて仕様に入れたということで、そのロータリー装置の製作期間が、どうしても11月まで、受けてから11月末では間に合わないというふうなことから、今回は3月15日の工期の設定というふうなことでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 はい、了解です。

○室井嘉吉議長 ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで空気の入れ換えをするため、5分間休議をしたいと思います。

再開は11時より再開しますので、よろしくお願ひします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時00分

○室井嘉吉議長 それでは、会議を再開をいたします。



◎議案第58号の上程、説明、質疑、採決

○室井嘉吉議長 次に、日程第6、議案第58号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第58号 教育委員会委員の任命についてをご説明申し上げます。

本案は、本年5月25日をもって、南会津町教育委員会委員として任期満了となります阿久津啓介氏を、再任として教育委員に任命するものであります。

阿久津氏の主な経歴は、別途配付しております附属資料に記載のとおりであります。阿久津氏には平成28年5月から教育委員会委員を務めていただき、この間、温厚にして誠実な人柄で、教育の推進に日々真摯な研究を重ねてこられました。

このようなことから、阿久津氏のその豊富な識見と教育委員としての実績は、本町教育行政の活性化と発展に取り組むための教育委員として最適任であり、引き続きその任を担っていただくことといたしましたので、ご同意賜りますようお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○室井嘉吉議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立全員です。

よって、議案第58号 教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。



◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第7、議案第59号 令和2年度南会津町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第59号 令和2年度南会津町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ15億5,341万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ150億2,936万円とするものであります。

主な内容は、国の補正予算で決定された新型コロナウイルス緊急経済対策として実施する特別定額給付金給付事業及び、子育て世代臨時特例給付金給付事業の給付金の予算を歳入歳出とも計上し、さらには町独自の緊急経済対策である内需拡大支援事業に伴う商工会運営費補助金の追加や、その財源として財政調整基金繰入金の追加等を計上するものであります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 これから質疑に入りますが、本予算案については、新型コロナウイルスに関する議案でございます。今回に限り、所管に関わることを含め質疑することを許可します。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 昨日、町のお知らせ版が回ってきました。その中で、いろいろな町の

補助とか支援、それが各戸配布でなくて回覧板なんですよ。ということは、7ページか、複数にわたってページがありました。それを回覧で回しては、各家の人たちはなかなか理解することが私はできないと思うんですよ。ぜひあれは各戸配布にさせていただきたいと要望いたします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

確かにあまり多いと分からないし、そして実際に全体のことが分からないと思います。1つは、目安として関わりある場合はお問合せくださいということも当然なんですけど、できるだけ分かりやすい、皆さん方に周知方、この情報の周知というのは非常に大切でありますので、町として心して、現状にあってしっかり皆さん方にも協力いただくことでございますので、町として対応していきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 今町長からあったとおりなんですけど、議員おただしのように、回覧板では分からないということ、取りあえず緊急の措置で回覧板とさせていただきました。次の回覧板では、支援ガイドブックということで今作成中であります。こちらを各戸配布ということで、詳細なものを分かりやすく記載したものということで、現在作成中でありますので、これを来週ですか、次の回覧板の中で、各戸配布で対応したいと思えます。よろしくお願ひします。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひよろしくお願ひします。

特に子育て世帯とか、事業で高齢者の方ですね、なかなか手続、どうやったらやっていいんだという相談の電話が来ています。ぜひよろしくお願ひします。

以上です。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 この特別定額給付金給付については、4月27日現在の住民票上の世帯主が基本として取りまとめて申請をする。そして27日以降に受給ができるということだと理解をしておりますが、例えば別居中であったり、世帯から住民票上は上げていないけれどもというような人は、申請によって受給はできるということではありますが、これらの周知が意外に国でされていても届いていないような気がするんですけども、これらに対する申請の相談、私は今この世帯主の元に籍はあるけれども、子供を連れて出ているとか、そういうような私のところで受給をしたいというような相談はありましたか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

DVに関してのことだと思いますが、現在、南会津町としてはDV、正式な一定の要件を満たした方というのは登録はされておられません。ただ、逐一相談には健康福祉課と連携を図りまして、連携を密にしまして相談を受けているところでございますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 今回の給付金に対して相談はありましたか。相談を受け付けているということでありませけれども、相談はないということでしょうか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 具体的に相談、こういったケースはどうなのかという相談はございますが、実際にこういうDVを受けているがどうしようという部分の相談は、今は受けておりません。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 首都圏では、特に「コロナ離婚」という言葉ができるほど自宅に長い時間いる、飲酒が進む等々で今おっしゃったDVが多く発生して、離婚の相談が世田谷の法律事務所の発表というか、そこの中に出ていましたけれども、やはり長時間自宅にいたことがない人がいて、心のひずみというか、そういうのが生じて、暴力になったりとかというようなことがあるのでというふうになっていますので、南会津町はないとは言い切れないのかなというふうに思うので、それらの例えば保護命令とか裁判所が出す、それはただ申請だけで、個人で申請が受付になるのでしょうか。そこは法的に、例えば裁判所であったり、警察であったりの証明書とか、そういうのが必要かどうか説明いただきたいと思うんです。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

ただいまのご質問でございますが、手元に資料がございませんのでお答えできません。

○室井嘉吉議長 楠議員にお聞きをします。今の件を明らかにしなければ次の議論にならないということであれば、暫時休憩をして資料を準備してもらいますが。

○15番 楠 正次議員 いえ、大丈夫です。

○室井嘉吉議長 大丈夫ですか。

○15番 楠 正次議員 はい。

○室井嘉吉議長 では、引き続き15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 DV防止法という法がございまして、その中の保護命令、これが裁判所です。そうすると、住所地以外での申請が受け付けられる。もう一つは、住民票取得措置の対象者、これは警察で証明書を発行するそうであります。知られたくないというようなことで逃げ回っているわけですがけれども。

もう一つは、婦人相談所の配偶者暴力被害者保護証明、こういうものはその相談所で発行できるそうですが、ただ、この相談所がこの近辺にあるのかどうか、それもちょっと分からないので、ただ、これが一番そういう人たちが個人的に申請するには、その婦人相談所、ここの証明をもらうことが一番近道というふうに書いてありましたので、その辺もぜひその内容は今の私が申し上げたことはご承知でしたか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

今ほどのDVに関する取扱いということで、先ほど資料がないということだったんですが、私どものほうで先日の議員懇談会でも説明したとおり、一定の要件ということでございまして、議員のおただしの制度的なものが重複してしまうかもしれませんが、まず1つに、配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていることということと、あと婦人相談所、今ほど言いました婦人相談所から配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書等々、さらに基準日、4月27日、いわゆる4月28日以降に住居が今住んでいる自治体に移され、住民基本台帳閲覧制限等の支援措置、きちんとこの人はDVだよということで画面上表示できるような対象となっていることということで、この3つの要件を満たしている場合ということでは、私どものほうでは要件を把握しておりますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 3つの要件のうち、1つでいいんじゃないですか。今答弁を聞くと、3つの要件を満たすというふうに聞こえたので、3つの要件全てではないんだと思うんですが、そこはどうですか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

大変申し訳ありません。今3つのいずれかに該当する方ということでございますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 本当に困窮していて、子供を連れて出ているというような方もいる

と。そういう方が自分で受給をしたい、そういうのには時間がかかろうが、やはり世帯主が申請をしてしまって住民票上の世帯主のところに全て入ってしまって、それを取り戻すということは、ほぼ不可能だというふうに言われていますので、ぜひ届けるべき人に届くようにぜひよろしくお願ひしたいと思います。ここは質問ではないです。

それから、今回の、この予算の中に臨時の交付金等々で、さきには1億円以上というふうに、前は8,000万円程度ではないかというような話がありましたけれども、それらの中で今回のこの予算に載っていないのでちょっと聞いてみたいと思うんですけども、お許しいただければ。

先ほど話した件なんですけれども、今回、子供たちが休業中、自宅で自粛をしておりますが、中学生とか高校生とかは、オンラインの授業が非常に効果がある。ただ、小学生とかが果たしてそれをちゃんと使いこなせるのかということには、メリット・デメリットあると思うんですけども、これらに対する今後も2波、3波というようなことがあるとすれば、こういう事態がまた学校の休業というようなことも想定しなくてはいけないと思います。とすれば、そういう環境の整備、それらにそういうお金を充ててやるべきなのかなというふうに思いますけれども、これらは学校等々からの要望とか、保護者からの要望等とかあるかどうか、町として今後、こういうふうに進めていくというようなことがあれば、伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答え申し上げます。

まず、今回の休業措置につきましては、本当に多くの方のご支援をいただきまして、大変ありがたいなというふうに感じています。この場を借りて御礼申し上げます。

なお、子供たちには、この休業の目的の第1番は、感染の防止ということでお願ひを申し上げてまいりました。いろいろ過ごし方はあったと思いますけれども、現段階で子供たちの感染がないということで、大変子供たちは第1目標をしっかりとクリアしているなということで、学校が再開されましても、ぜひ校長先生のほうからその点を子供たちに話してくださいということでお願ひしてあります。

なお、いろいろ家庭における学習については、ご心配をおかけしておりますけれども、本当に本来の授業ということで、そういうことも全校でやられている例等もあります。確かに学習においても、オンラインはある程度の一定の効果があるかなということですが、それ以上に安否の確認や、長期にわたって学校に来られない子供たちのストレスをあれを使って発散するとか、その他、いろいろ効果があるかなというふうに思っていますので、今後それらについて十分検討をしていきたいなというふうに思っていますので、また皆様方のご協力をいただくかもし

れませんが、よろしくお願いします。

以上です。

○15番 楠 正次議員 はい、了解です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今日の新聞では、全く給付金の詐欺関係が何か兵庫県のほうで出たとか、関西のほうの報道で逮捕されたというふうな事例が載っていたんですが、その中でちょっと危惧されるというか、今回、通知が一応来週の月曜日ですか、発送予定というふうな形で前の予定の中で出ているんですが、その中で、先ほどのDV関係の取扱いというのは十分注意して対応するという事は聞いたんですが、ずっとそこに、住所はそこなんだけれども、子供らのところに行っている方については、どのような取扱いになるのか、ポストには入っていても、そこで何らかの連絡がないと一応申込み期限というのが出てくる、迫ってくるということで、一応それらについて対策的なものは考えられているのかどうか、まず1点。

それと関連して、高齢者にあれだけの書類をちゃんとそろえとなると、高齢者の方というか、結構大変だなというふうに、私もテレビなんか見ながら、コピーなんかをつけるとか、書くなんていうふうな形を見たときにそういうふうに考えたんですが、どのような手当を考えているのか、一応考えがあればお願いしたい。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

郵送に関しましては、現在、南会津町に住所を置いてあってほかのところに、息子夫婦のところに高齢者等の例かと思いますが、それに関しましては、郵便局のほうに転送の申請をしていただくということで、それも周知をしておりますので、例えば息子さん方がそれを理解しまして、郵便局に父親、母親の郵便を転送するというような形で対応はしているところでございます。

高齢者に関しましては、今回、その申請書のシステム開発におきましては、住基データを管理していただいているTKCのほうに依頼をしております。ただ、TKCのほうでは様々な各自治体のオーダーだったり、リクエストを反映した申請書のつくりになっておりますので、なかなか高齢者にはちょっと難しい部分がございます。窓開き封筒で今回、郵送されるということで、その申請書には何というんですかね、圧着というか、ふらっと紙をはがしてやる申請様式になるんですけれども、最後のページに、実は返信用封筒が本来つく予定でした。ただ、

それは紙を切って返信用封筒にしなければいけないということで、そういう部分では高齢者の方、これちょっとなかなか難しいんじゃないかということで、改めて、窓開き封筒の中に注意書き等のお知らせですとか、申請書もそうなんですけど、さらに返信用封筒を新たに付け加えまして、分かりやすく対応したいというふうに考えておりますのでご理解願います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 私も1つの案として、一応高齢者とか、それぞれ各地区に了解も取ってなくてこんな話をすると怒られるかもしれないんですが、民生委員の方なんかいますから、そういう方に協力を依頼をするような、そういった形もあって、こういうのが間違いないような形ですね、高齢者も自分の手元のほうにちゃんと届くような書類提出というのができるんじゃないか。あとは転送の関係は、まさにそれは届出をしていないと駄目なんでしょう。そうではないんですか、その内容についてお願いします。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

郵便局側のほうとしましては、やはり届出をしていないと、やはり転送はされない部分がございますので、それを私どものほうに問合せした際に、どこどこに郵送してくださいという問合せがあれば、それはそれで対応したいと思いますので、その辺は柔軟な体制で取り組んでおりますので、ご理解ください。

〔「終わってなかった」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 終わってないの。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 高齢者宅とか、そういった留守宅なんかの場合、そんなに何件も、多分地区では、地区ごとに見れば件数的には大変な数ではないわけですから、そういう依頼をするのは、確かに余分な仕事だというふうに言われちゃうのか、逆にそこまでやはり気配りしながら、何というか、今回の給付金が後で問題になるようなことがないように、一応対応すればよろしいんじゃないかというふうに考えますが、それらについてはどうでしょう。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

先ほどの質問でのちょっと回答漏れがございました。民生委員に関しての協力依頼ということではございますが、封書を開いていただきますと、申請様式がございます。問合せ先が本庁ですとか、各3支所の電話番号が記載されておりますので、そこはそこで今感染予防の拡大と

いう部分ではそこを尊重しながら、なるべくその郵送なり電話等で対応できるところは対応しまして、ただ、どうしても対応ができないということになれば、職員が出向いて自宅を訪問しながら、完全な感染予防の体制を取りながら取り組んでいくようにしておりますので、その辺はご理解ください。

あとさらに、そういったなかなか仕組みとといいますか、そういう給付の事務とといいますか、そういう流れ的なものも当然いろいろな弊害があるとは思いますが、それぞれ支所間との連携だったり、そういう部分での協力体制をきちんとしながらやっていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

○6番 渡部訓正議員 はい、了解。

○室井嘉吉議長 いいですか。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 今に関連してなんですけれども、2、3週間、2週間ぐらい前ですかね、ある小さな自治体だと、現金封筒に入れて10万円支給しているシーンを見たことがあります。それは小さな自治体だからできるという話になると思うんですけれども、今の話でいえば、年金受給者って特定に毎月その、素人考えで申し訳ない。そこに振り込まれるわけだから、今みたいな書類が届いたら民生委員が手伝うとか、職員が手厚く指導する話を今多分聞いたような感じだったので、年金は必ずその人の口座に行くわけだし、一人世帯かなりの人数いると思うので、もう振込で10万円を振り込んでしまえばそれで完了する、素人でこう粗い考えで申し訳ないかもしれないですけれども、そういう書類上のやり取りすら、発送すら、もう現金で渡しているその自治体のニュースなんかをもう既にやっているということを見れば、現金じゃなくて結構ですから、年金支給者は口座はしっかりしていますので、まずそこでいけばそれで5,000人、まあ3,000人かはちょっと数字出せませんけれども、その世帯に郵送すらしなくても、「既に振り込まれています。確認をお願いします」ぐらいで、途中の振り込み詐欺じゃなくて、あちこちでやっている私が代行してあげますと言って、その口座を任せて他人の口座に10万円、幾らするか分からないですけれども、そんなことを横行すること自体が、なんか今のやり取りを書類上でその一人世帯に送っているという無駄さに乗じて僕は気になるんですが、その考えについてできない理由は何でしょうか。そういうのはできないんでしょうか。口座もしっかりしていますけれども、どうでしょう。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

この特別定額給付金、国の補助金をもらって実行している部分がございますので、国の要綱等ではやはり申請書を郵送して、オンラインもできますけれども、そのような形でやりなさいという部分での決まり事がありますので、自主財源でやる場合は別に問題なのかもしれませんが、国の制度としてそういう規定となっておりますので、その辺のやり取りはきちんとしていたと思いますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 補足で言わせていただければ、その片方の自治体というのはいずれやってくるから、自治体によっては先行してやっていいですよ、それが来たときにそれを埋める、あるいは正式上マイナンバーとか云々は、後でも、書類上国が必要とするならそれでもいいじゃないですか、2か月、3か月かけて秋までにでもやれば、別にその分がほしいとするならば。

だから、現金でやっていた自治体は何だったんだ、彼らはでは国から来たのかというと、それにある自分たちの自己予算で代行してやって、後で国から来る分で補填するというようなシステム、それは別に違法でも何でもなく、実際実施している自治体もあったわけですから、それは可能だったんだと僕は思います。

ただ、来週書類を配布するので、今さら送金しますなんてことはちょっとできないと思うんですけども、いろいろなアイデアがあったような気がしましたので、ただ言わせていただきました。

可能ならば、本当に今みたいな不正なことがないことだし、即効性でいえば、それをして後で書類を後発的に領収、確認してくださいぐらいの親切にしたって僕はいいと思いますけれども。ただ考えです。できないのは目の前の配送だったり、予定もあるでしょうから。考えです。

以上です。

○室井嘉吉議長 回答はいいですね。

○10番 湯田 哲議員 はい、いいですよ。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 民生費のほうでちょっとお伺いしたいと思うんですが、この子育て世帯の臨時特例給付金について、これ対象者はゼロ歳から何歳までなのかというのが1点と、この町内で何人くらいこれが当てはまるのか、あと1人、大体どのくらいの金額がいくのか、これ3点お伺いします。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

まず、対象者となる方ということでございますが、ゼロ歳から中学校修了前の15歳到達後最初の3月31日までを迎える方ということになります。

ちょっと分かりにくいんですが、簡単に申し上げますと、この前3月に卒業された中学3年生は対象になります。

〔「何人ぐらい」と言う者あり〕

○阿久津勝英健康福祉課長 人数でございますが、1万、ごめんなさい、今回、1,341万円の予算を上げております。次の質問にも関連しますが、1人当たり1万円の給付ということになりますので、単純に割り算しまして1,341人を予定しております。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 これは特別給付金、一般の人が頂く、その時期とこれは一緒に申請するのか、それとも込み入ってくるから先々にずらして申請を受け付けるのか、そうすれば、その期間はどのくらい間をあけるのか、お伺いします。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

この1万円の給付金に関しましては、申請手続きが要りません。今までの児童手当の受給対象者に対して支給するものであります。

児童手当は、次の支給日は6月10日になるわけでございますけれども、若干こちらでもシステムの改修等が必要になってございますので、そういったところから対象者をしっかり確定させて、6月27日の日に振り込みを行いたいと考えております。

○11番 高野精一議員 了解。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 まずは、この新型コロナウイルス対策感染課拡大防止対策につきまして、行政に関わる皆さん日々ご尽力されていること、心から感謝申し上げたいと思います。

本当に緊急のことで町民の皆さんも非常に不安が大きい、まずは健康被害に対する不安、そして経済に対する不安、いろいろな困っている人がいらっしゃるんだろうなと思っております。

そんな中で、私は3点について伺いたいと思っています。

まず1つ目は、情報の共有の在り方についてでございます。

先般、ゴールデンウィーク前に町長メッセージということで、行政無線を使っての町民に対する3密を防ぐであるとか、往来をしないようにしましょうといった自粛の要請に関して、非常に効果的であったのではないかなと思っております。町民の皆様からもそういった声を伺っているところがございます。

しかし、一方で、例えばエール飯、町内の内需拡大に関するそういった部分で、例えばチラシを出して発信をする、あとホームページを使って発信する、まあ、町のお知らせを使ってやる。機能が非常に乏しいのかなと思っております。広報無線に関しては、即伝わりますから非常に有用ではあるものの、皆さん聞いているかどうかに関しては、なかなか分かりづらい。非常にそれぞれにメリットとデメリットがあるというようなことで、非常に苦慮されているのではないかなと思っております。

そんな中で、やはり今町民が求めているのは、例えば給付金に関してもそうですが、迅速性でございます。そういったことに関しまして、ホームページに変更があった場合には逐次載せていращやるようです。しかしながら、ホームページを見る人というのは限られるわけで、果たしてその情報の共有、伝える、伝達に関しまして、大きな悩みがあるのではないかなと思っておりますが、今後もそういった緊急の、例えばお知らせをしなくてはならないことが出た場合に、どのような方法を考えていращやるのか伺います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から、まず今の現状についてのいろいろ、何といいますかね、対応の中でちょっとお答えさせていただきますが、日頃から情報の提供というのは、町のお知らせ等の場合は、行政連絡員の方々を通じて月2回ですか、そういうふうなお願いをしているわけですが、緊急性の場合どのようにするのかというと、今回は正直、防災無線で緊急の、何といいますか、皆さんに協力要請はさせていただきましたけれども、文書とか、そういうものに関しては、なかなか2週間に一遍というこのサイクルを崩すということがなかなか厳しいのかな、過去の例もありました、災害のときにもありましたけれども、ですけれども、これは大きな課題であります。

中で、やはり新聞折り込み等もやりました。ですけれども、その原稿をつくる際もいろいろ課題がありまして、どうしても時間が必要だということで、今回、また改めてそういうことを思ったわけですが、確かに今それは課題でありますので、いかに町民の皆さんに的確に緊急時考え方といいますか、対応をお願いできるかということ、今後、また改めて今回そういうことを経験しましたものですから、検討してまいりたいと、そのように考えております。

一方では、また、あまりにも今度ペーパーだと多くなって、見逃される可能性もあります。ですから、これはもう毎回言われることなんですが、情報の提供の在り方、もう少し工夫しなさいと、こう言われるんですが、どうしてもやはり皆さん方にお知らせしたいと厚くなってしまふというふうなことが課題でありますし、今後もこういう、ましてやコロナ、緊急時でございますので、その辺も含めてどのような方法がいいかということ、もっと抜本的な部分も検討する必要があるのかなと、そういうふう考えております。

実は、やはり先ほども申し上げましたけれども、変わっていく中で情報の提供が後追いになっては駄目だと、やはりある程度先手、先手でいかないと駄目だということは、非常に大事な要素でございますので、その辺も含めた中で、町としての在り方、そして皆さん方にもご協力いただくものは、この際本当にご協力いただくようお願いをするしかないのかなと、そのように考えて今いるところであります。

具体的にどうする、こうするは今日申し上げられませんが、そのようなことを念頭に改めて感じていますので、情報の発信の仕方、そして分かりやすい情報の提供の仕方をやっていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 ぜひ迅速なことを第1にやっていただきたいくて、1つ、まず折り込みチラシに関してですが、通常役場の文書を例えば何万枚と印刷する場合は印刷業者を使うわけですけれども、どうしても私の経験上、例えば選挙等でとか、自分の候補地考えた場合にも、やはり自分の思ったようなデザインができないとか、スピードができないとか、価格は別としてやはりスピードという部分、今あったことをすぐ伝えたいといった場合には、どうしても町内業者では対応できない部分があるんじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

町からのお知らせをする場合に折り込みチラシの件でございますが、今回も折り込みチラシさせていただきました。しかしながら、町内の業者ではできないということで、会津若松市のほうでお願いするというのでやったんですが、やはり日数が1週間、早くて4、5日かかるということで、迅速性に欠けるという状況になっております。一番何とか早くしようということで、自分たちで印刷機を回して各世帯分の印刷を両面にかけて、それを数えてやるという新聞配達者に配布するという方法も使いましたが、なかなかこれも大変だということで、実際のところ的確なお知らせを瞬時に渡せるということは、先ほど町長からもありましたけれども、

できていないので何かしらの方法は必要なのかなというふうに考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 課題は明らかです。やはりこういった緊急の場合ですので、その状況に即した対応策というのをぜひ考えていただきたい。私から提案することはしませんが、いろいろな方策があると思いますので、ぜひ知恵を絞っていただきたいということが1つ。

もう1点は、プレスリリースをもう少し積極的に使ってはどうかということでございます。

特定給付金に関しましては、南会津町の新聞報道によると、非常に早かったんですね、決めたことに関しては。その給付が27日からということで、そこに対して町民の皆さんは少し遅いんじゃないか、ほかの先ほどもあったように、早くできたんじゃないかというふうなことがあったものの、決断に関しては早かったというふうに私は理解しております。ここが伝わらないのが非常に残念。

なので、私は町長自身やはり考えがあって、今こういうことをやろうとしているとか、試案の時点でも、検討している段階でも、ぜひプレスリリースというか、報道機関を使った情報の伝達ということを間接的に行ってはどうかかなと思っております。そうじゃないと、何もやってないというふうに理解されますね。こっちは十分準備をしている。にもかかわらず、南会津町はというような言い方をされてしまうのは、非常に不本意であります。

したがいまして、そういったプレスリリースを積極的に使ってはどうかかなと思いますが、町長のお考えは。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私、このことについては非常に町の課題でもあると思いますし、南会津郡全体の課題かなと思っております。私どものほうも、新聞の記者のほうには情報は提供しています。私も何で載らないのかと、こう聞きましたところ、やはり記者の方によっては、本社のほうにはちゃんと上げますと。ですけれども、私が上げた記事がなかなか新聞に載らないと、そのようなことを申されました。

ですから、提供の仕方も課題があろうかと思っておりますけれども、私どももその辺も含めた中でしっかりと連携を取って、私どもの、新聞取っている方少ないというふうなことでございますけれども、やはりそういう情報が載れば、新聞をとる方も逆に増えるんじゃないかなと思っておりますので、その辺も含めて、いろいろ相談はしてみたいと思っておりますし、これまでもいろいろな形の中で新聞社のほうに問合せもしてきたところでございます。

しかし、確かに今回の件に関しては、南会津郡内全体のやはり記事が少ないということを感じていますので、改めてまたどういうふうにしたらいいのか、どういうふうにしたら載せてもらえるのか、どのような対策が新聞社にしてもらえるのか確認しながら、今後、皆さん方への確に、適切に、迅速に情報が伝わるように頑張ってみたいと思います。よろしくお願いします。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 例えば新聞社がこちらの記事を採用してくれないということは、往々にしてあろうかと思っています。人口が少ないということ、効果が少ないと、あちらとしては価値として低くみなされてしまうということはあるんだろうなと思っています。

1つの方策としては、新聞社に対して、やはり広告をしっかりと使っていくということではないかなと思っています。やはりあちらもボランティアでやっているわけではないので、広告収入というのは非常に欲しいだろうなと想像しています。いろいろな場合を使って広告でお知らせするというのも、新聞広告でお知らせするというのもあるのではないかなと思っています。

ぜひそういった課題があるのであれば、こちらから積極的にアクションを起こして、新聞社に対して、広告で出したいのでこういったことでお伝えしていただけないかというようなことをぜひ戦略的に進めていただきたいなと思っています。

次の2点目でございますが、これはコロナ対策に関する体制の問題です。

南会津町では、それぞれの課で対応されている。本部があって、これは課長、執行部のここにいらっしゃる皆様が多分そのメンバーでいらっしゃるのかなと思いますが、一方で、こういった特定給付金の事業であったり、健康被害に関する不安に対する相談に関しては、例えば健康福祉課とか、そういったふうに、その課ごとにその事務分掌に合わせてやっていらっしゃるかなと思うんですが、これだと恐らく負担がかかるところが非常に偏るのではないかなと思っています。この危機を乗り越えるためには、町民の皆様の協力も必要ですが、一番はやはり役場の職員の皆様がしっかり業務をこなせるような体制をつくることではないかなと思っています。

現在、非常事態宣言が解除されたわけですが、町長としてはこの体制、このままで継続していくのか、今の段階で問題ないのか、どのようにお考えでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

その辺も念頭になかったわけではありません。特別対策室といますか、そのようなことも検討もちらついていたわけでございますけれども、やはり日常の業務非常に多いです、少雪もありました。ですから、いろいろなダブルの中で、ダブル、三重の中でいろいろ町の行政がなつたところに、このコロナウイルスでありました。いろいろ対策本部の会議の中でも、それぞれの役場職員としての情報の共有をしようということで、会議の中では皆さん方とそのような協議を全員でやっているところがございますが、実際の対策するところは、そういう中で給付金もそうですが、特別給付チームといますか、そういうものをつくったところもございませけれども、私どものほうは住民生活課のほうで対応できるというふうな、そういう判断の元でやっていますし、商工観光課のほうも、特にまたいろいろな制度設計の中で、少雪から厳しい対応の状況になっていることは確かです。

そういう中でも、やはりそれぞれの関連する課を連携しながら、実際目にみえる、対策室みたいなものはやってないんですが、お互いの共有の部分は連携しながら、今のところやっているところがございます。だんだんこれらが、方向性が定まってきたときに収まるのか、もっと発展、広がっていくのか、その見極めが大事ですけれども、だんだん収まりつつある中で、私としては、今の現体制の中である程度当面の大きな山は越えてきているのかなと、そのように感じております。

しかし、そうはいつでもこれからまた予期せぬことが起こる可能性は当然あるわけでありまますから、そういったことに対して、また対策本部の会議の中で、しっかりとそれらのことも改めてまた検討してまいりたいと、そのように考えております。

現在は、そのような体制の中で、各課のその分野の中で、それぞれ仕事はしておりますけれども、情報とかいろいろ連携しながらやっている状況でございますので、それはなかなか皆さん方には目に見えないかもしれませんけれども、町の体制としてはそのようにやっておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 ぜひよく目を配っていただいて、過度に負担が、職員、特定の方に偏ってしまったりとか、そういったことのないように、ぜひワンチームで取り組んでいただきたい。特に会議であったことに関しては、ぜひ所属の係員の皆様にもしっかり執行部の皆さんに関しましては、ぜひ伝えていただきたい。やはりそこでどんな懸念があるのか、どんな方策を考えているのか、やはりその決定事項だけではなくて、そういったところを伝達する人が非常に大事だと思います。それぞれ一人一人の職員の皆様がしっかりセンサーを働かして、町民の

ために動いていただけるような、そういったような組織体制、そして情報の伝達を行っていたきたいと強く要望したいと思います。

最後、3点目でございます。

このコロナに関しまして、非常に町の事業が行われなくなっているもの、中止になっているものが非常に多いです。非常に私は懸念しておりまして、例えば健康診査ですね、こういったものが行われなくなることによって、健康に関して別なところで何か違うことが起きるのではないかなということを非常に心配していますが、恐らく6月の補正で、6月定例会において、補正予算において、これは精査した結果ですというものが出来て、では、これに対して、ではどうしますかということが起きるんだろうなと思っていますが、町長としてその危惧しているもの、そして今後どういった方針で進めていくのか伺いたしたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

これまで4月から予定したものがほぼほぼイベント、あるいは大勢の人数で集まるようなこと、会議等も含めてほとんど中止です。今後もこのような状況で、非常事態宣言が解放されても、やはりそのような状況がしばらく続くのかなと思います。

そうした中で、町としては、できる限り今度は、今日恐らく県の方向が出るとは思いますが、町の方向性もしっかり、会津全体に感染者が出ていないという中で、感染防止対策をしっかりした中で、やれるものはやるような方向で検討していったらいいのかなと、そのように基本的には思っていますが、やはり一人一人の考えもございまして、それらに関与する方々の考えもしっかり尊重しながらやっていかなければならないと思っています。

もう過ぎたものは当然中止ということになるわけでありまして、今後開催するもの、準備期間も含めてそれらの中で前もって判断せざるを得ないものもございまして。それから今後これが収束していく中、あるいはどのように経過していくか分かりませんが、このような状況でいけばやれるものというものは、あるいは延期したり、そのような対策がなってくるのかな、いずれこれも町だけでは判断できないものもありますし、いろいろな関係者の方々と協議して、それらが延期していいのか、中止するのか、規模を縮小するのか、それらも含めて今後これからの町の事業全体をやはり検討していく必要があると、そのように考えております。

ですから、延期してもできるもの、それからやはり無理だというような判断するものは、それはできるだけ皆さん方に分かりやすく情報の提供をして、また皆さん方からご意見聞いて、そして町としては今後判断していきたいと、そのように考えております。

いろいろ考え方はあろうかと思いますが、できるだけ皆さん方に分かりやすく、そして皆さん方に協力していただけるような対策を取っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○9番 大桃英樹議員 了解。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星光久議員 簡単なことなんですが、通知は郵送だけと、こう聞いたんですが、中身、転送手続しないで、例えばほかにいっていたとか、そういうことで後からポストに入っていたけれども、忘れたとか何かという支払い期間、これ支払い期間はあるんですか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

申請期限ということで設定をさせていただいておりますのが、18日から申請受付となりますので、3か月間という期間となっておりますので、8月17日までの期間となっております。

当然留守にしている分らなかつたという方もいらっしゃると思いますので、当然申請がされない住民の方に対しては、勧奨の通知なりお知らせをする予定となっておりますのでご理解ください。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星光久議員 それで、8月17日過ぎても、例えばそういう手続しなくて後から見つけて手続に行った場合、これコロナだから当てはまらないなということはないと思うんだけど、そこらはどうなんですか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

そういうケースまれにあらうかなとは思いますが、それは国・県等の動向を考慮しながら、その状況に応じて、例えば延期になるとか、そういう部分の国・県からの指導があると思いますので、その辺で対応させていただきますので、ご理解願ひします。

〔発言する者あり〕

○渡部秀介住民生活課長 できるだけそのような内容で対応いたしますので、ご理解ください。

○14番 星光久議員 はい。

○室井嘉吉議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 これをもちまして、本臨時会に付託されました案件の審議は終了をいたしました。

以上をもちまして、令和2年第2回南会津町議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉

署 名 議 員 湯 田 良 一

署 名 議 員 大 桃 英 樹